

平成 2 3 年 第 2 1 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 3 年 1 1 月 9 日（水）午後 1 時 3 0 分

場 所：教育委員会室

委員長	土 田 アイ子
委員長職務代理者	吉 野 弘 保
委員	松 原 秀 成
委員	早 川 大 府
委員（教育長）	浅 野 潤 一

事務局	教育推進課長	土 屋 典 昭
	学務課長	住 田 雅 一
	指導室長兼教育研究所長	建 部 豊
	学校施設担当課長	永 井 博 史

書 記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸 山 継 典
	同 主査	岩 生 裕 治

	開 会 時 刻 午後１時３０分
土 田 委 員 長	ただいまから、平成２３年第２１回教育委員会定例会を開催します。 本日はお一人の方から傍聴の申し出がございます。許可してよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、傍聴人の入室を許可いたします。 〔傍聴人入室〕
委 員 長	日程第１、署名委員を決定いたします。本日は吉野委員と浅野委員にお願いします。 日程第２、教育関係事務報告。報告第４８号について、事務局から説明をお願いします。
建部 教育研究所長	それでは、１０月のいじめ電話相談についてご報告を申し上げます。 １０月に研究所で受けたいじめ電話相談は１件です。保護者からの相談でしたが、小学校１年生で、周りの子から嫌なことを言われるという内容です。学校名はお話されませんでした。受けた相談員からは、今後も継続してなかなか解決が見られないようであれば、引き続き相談を受けますよと、次になげる形で答えております。 暴力とあるのは、後ろからつかれるとかそういったことで、小学校１年生くらいだと言葉が未発達な中での行動だともとらえられますが、今後も継続して相談に応じていきたいと思っております。現在は、保護者のお名前と学校名はわかっていない状況でございます。報告は以上でございます。
委 員 長	何かご質問はございますか。
早 川 委 員	いじめられているというのはわかるけど、相談の内容からその１年生の女の子が何か特殊な状況、いじめられるような特殊な事情があるかどうかは、うかがい知れなかったのでしょうか。

教育研究所長	今回の相談の中では、自分のお子さんにこういう課題があるのではというお話までは聞き取れておりません。 あくまでも、周りの子どもたちからちょっかいを出されるということで、今後が心配だという相談でした。研究所としては、いじめである、いじめではないという話は保護者の不安をさらに助長するので、まず、これはいじめであるという前提で、今後も相談に応じますとしています。学校でもう1回相談するということですので、そこで解決しないようであれば、再度面談ということで考えております。
早 川 委 員	個別の理由はいろいろあるのでしょうけど、なぜ子どもの脳の中にいじめるという要素があるのかという話で、動物と人間とは全然違いますが、動物に関していじめの研究がありまして、そこでは、おっぱいを巡っての争いなんかの時に、身体的能力などが劣っている子はいじめられる、邪険にされる、そういう本能的な行動があるという報告がされています。 今回も、本人が知らせてくれなければわからないことですが、この子がどういう状況か、どういう環境かという話が聞き取れると、どうしていじめられるのかというのが見えるかもしれないし、そうすると、次に、そういうところを先生方が注意できるということになります。 いじめというのは、周囲となじまないというか、違うというか、例えば外国人だとか日本語がうまく使えない子が入ってくると表現がうまくできなくて、それが違和感となっていじめになるということもあると思うんですね。 教育研究所として、そういう研究の仕方もあるのではないかと思います。
松 原 委 員	相談を受けたのは、カウンセラーの先生ですか。
教育研究所長	はい。
吉 野 委 員	主訴内訳に暴力と言葉（直接）と持物という3件がありますけど、この子一人に対して3件別々の子がやっているのか、あるいは一人の子がやっているような状況なのか、話の中でわかっていますか。
教育研究所長	複数の子どもたちからということで伺っています。ただ、その複数というのが二、三人なのか、五、六人なのかというところまでは聞き取れてはいません。

委 員 長	学校にはちゃんと行っているのですね。それといじめられているのは、学校の中でしょうか。
教育研究所長	登校は続けております。また、いじめは教室の中ということです。
松 原 委 員	学校名がわかればいいのですけどね。
早 川 委 員	報告の表が変わってから、わかりやすくなってきました。単なるいじめがあるというのでは対策のしようがないので、個別のケースレポートという感じでやっていったらと思います。
委 員 長	他にないようでございますので、日程第３の議題に入りたいと思います。 初めに、継続中の陳情第３号について議題といたします。事務局から説明があればお願いをいたします。
土屋 教育推進課長	先日、陳情者より各委員あての資料が事務局に届けられましたので、郵送させていただいたところでございます。以上でございます。
委 員 長	皆さん届いておりますね。ひととおりの目を通してこられたと思います。それではご意見をお願いしたいと思います。
松 原 委 員	貴重な資料をいただいて参考になりました。その中で資料の中段、大変興味深い内容であると思ったのが、日常で摂取する食品で少しでも放射線物質が除去できるのであれば子どもたちに伝えていきたいというもので、つまり情報をオープンにしていくということで、それをＰＴＡとかそういうところでやっていくというふうに私はとらえたのですが、それは同感できるなと思いました。 ただ、将来の江戸川区の子どもたちの健康を守る手だてとか、後段の、他区へ転出した区民もおりますということについては、漠然としていて、具体的にわからないなという感想を持ちました。２、３カ月前にテレビで、ある区の住民のお母さんと子どもが石垣島に転居して、お父さんだけが東京に残っているという家族を見たのですが、不自然だなと正直思いました。それでは東北地方の人はどうなのか、そこで生活している人たちはどうなのかと思うところがあって、風評とかそういったことも考えると、やれることとやれないことがあるなど、この資料から感じました。

吉 野 委 員	陳情者からはとても心配な様子がかえりますし、私も子どもたちに危険がある社会であれば何とかしなければいけないと思うのですが、先日、国の暫定基準値について厚生労働大臣からでしたか、野菜に関して500ベクレルを100ベクレルに変えようという話があったり、あるいは今日の新聞に大手スーパーが自分で測り、少しでも出たものは商品として出さないという記事がありました。社会全体としてそういった動きになっているということは、一つ前進ではないかなと思っています。 私たちも、こういう陳情の記書きの項目一つ一つを見たときに、どこまでやっていけるか、現実的にやれるのかということを考えなければいけないので、もう少し社会全体の動きを注視していくべきではないかなと思います。
早 川 委 員	前々から申し上げているのですが、放射能による健康被害、あるいは健康危機に関して、教育委員会として児童・生徒5万人を注視するのですが、江戸川区全体には68万の人口がいて、本来はそこで考えるべきことです。 集団給食を出しているところは学校だけではなく、病院も、老人保健施設も、あるいは私立の学校・幼稚園もそうです。そういうものを総体的に考えた中で判断すべきだろうと思います。 ですから教育委員会だけで測定をすとか、あるいは基準値を決めるということは難しく、陳情についても近い将来それが現実的に行われるというめどがない限り、採択できないのではないかと思います。 今、吉野委員がおっしゃったように、流動的な状況は現在まだ続いているという中で、教育委員会だけがこの陳情などに基づいて独走して動くというのは、かえって江戸川区民の混乱を招くのではないかということで、前は2週間ぐらいで結論を出したらいいのではないかという話をしましたがけれども、全体としてまだ流動的であるということを踏まえれば、継続して審議を続けるということにしたらどうかと思っています。
浅 野 委 員	これは基本的には全体的な流通の問題なので、少なくとも国全体の問題として、システムがきちんと形になっていく可能性があるし、そういう動きもあります。そういうものを見極めていかないと、食品をすべて区内で賄っているわけではないですから、今、早川委員もおっしゃったように江戸川区独自でそういうシステムを確立させるということは事実上できないわけです。 いろいろな流通過程でいろいろなものが入ってきているものを、消費する段階で全てチェックするというのは、現実的ではないと私は思っています。

委 員 長	今、国の動きがいろいろな形で出てきていますから、それらを踏まえて判断しなくてはいけないという思いと、区独自に動きを確立することは、実現性という意味からすると難しいのではないかという思いです。 簡単に結果を出せないなので、今すぐ結論ということではなく、そういう社会状況の変化を見ながら考えていくべきと考えています。 ありがとうございます。 各委員にご意見を出していただきました。食の安全、子どもたちの安心・安全を第一にして、それぞれのお立場で鋭意調査・研究、またいろいろな意見等を聴取されているという状況だと思っております。 東京都が、スーパーマーケットを抜き打ち抽出で500種類の食品を検査し、そのデータをホームページで公表するという動きを国に先んじて出しました。これなどは歓迎できることだと思うのですが、こうした動きもしっかり見据えてまいりたいと思います。 まだ鋭意検討の余地があるということで、本日は継続ということでまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、そのようにいたします。 続いて、第59号議案を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。
教育推進課長	第59号議案、平成23年度補正予算第3号でございます。 10万円を木全・手嶋育英基金に積み立てるものですが、これは、浴場組合から、毎年、お背中流し隊のお礼を込めてこの時期にご寄付いただいているものです。 なお、お背中流し隊への参加生徒数ですが、今年は418名です。去年が320名でしたのでかなり増えております。背中を流した人数も昨年のおおよそ1,200人から1,478人に増え、多くの方がふれあい、子どもたちは奉仕の精神を学ばせていただいたということです。以上です。
委 員 長	第59号議案についてご意見はございますか。今、家庭の中におじいちゃん、おばあちゃんがいらっしゃらないし、子どもたちは銭湯を知りません。とてもいい事業ですよ。これは金額ではなく、真心からのご寄付だと思います。

	ます。ありがたいことです。 それでは、第５９号議案は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、第５９号議案は原案のとおり決定いたしまして、次に、第６０号議案を議題といたします。 第６０号議案「教育に関する事務の議案について」は、ただいまお諮りいたしました第５９号議案、平成２３年度補正予算第３号、及び前々回第５７号議案でお諮りいたしました、江戸川区立学校設置条例の一部を改正する条例について、江戸川区議会第４回定例会での審議にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づき、区長から教育委員会に対して意見聴取がなされているものです。いずれも原案のとおり承認しておりますので、第６０号議案については異議なしと決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、第６０号議案については異議なしということで決定いたしまして、区長にその旨回答したいと思います。 次に、第６１号議案を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
建部指導室長	第６１号議案、東京都夜間中学校研究会連合作品展覧会の開催に伴う教育委員会の後援申請につきまして、説明をさせていただきます。 先日、小松川第二中学校夜間学級４０周年の文化祭には松原教育委員も出席されましたけれども、今回は都内８校の夜間学級が担当を順番に回しながら開催している連合での展覧会でございまして、家庭科、美術、技術、書写の作品を中心に展示するものです。 今年は江戸川区が担当ということで、総合文化センターで１月に開催となります。夜間学級には外国籍の生徒も多いのですが、日本の文化を学びながら、書写などはまさにそういった一環だと思いますけども、かなりレベルの高い作品も展示されるということでございます。 後援について、ご決定いただければと思います。
委 員 長	何かご意見はございますか。松原委員、小松川二中はいかがでしたか。

松 原 委 員	とても内容のある展示でびっくりいたしました。 中国の方が多かったのですが、母国語が9カ国もあるんですね。卒業生も結構来ておりまして懐かしがっておりました。 一つでも二つでも日本の伝統文化を覚えていただきたいといったお話をさせていただきました。とてもよかったです。
委 員 長	ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。 それでは、第61号議案については、後援名義の使用を承認するということでよろしいですか。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
委 員 長	それでは、そのように決定いたします。 次に追加議案、第62号議案を議題といたします。 第62号議案は、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める人事に関する事件でありますので、秘密会により審議したいと思います。 この発議に賛成の方は挙手をお願いいたします。 〔全員挙手〕
委 員 長	賛成多数と認めまして、これより会議は秘密会といたします。 傍聴の方は退室をお願いいたします。 〔傍聴人退室〕 〔以下、秘密会のため非公開〕 〔第62号議案の審議終了〕
委 員 長	以上をもちまして本日の議題はすべて終了いたしました。お疲れ様でした。 閉 会 時 刻 午後2時06分